

令和8年度海洋実証フィールド調査業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度海洋実証フィールド調査業務委託

2 業務の目的

静岡県のマリンオープンイノベーションプロジェクト※（以下「MaOIプロジェクト」とする。）では、清水港を中心とした実海域で実証実験の利用支援を行うワンストップサービスを実施しており、先端技術や知見を有する研究者・企業の参画を促し、地域企業とのマッチングを推進している。

他方、国は「海洋」を日本成長戦略17分野に位置づけており、特に海洋ドローンの市場は急伸することが見込まれることから、官民の研究開発力の強化を促進している。今後、多様な実証実験を国際水準で行えるテストフィールドを一層充実させ、海洋産業クラスターの形成につなげることが求められる。

ついては、本業務委託によって、静岡県内において海洋産業に関わる実証実験が可能な地域を明らかにし、海洋産業に関する研究開発・実証実験が可能な実証フィールドの広域展開を検討する。

※静岡県の魅力ある海洋資源や、持続可能な海洋経済に関するテクノロジー「Blue Tech」を活用し、海洋産業の振興と海洋環境保全の世界的拠点の形成を目指す取組

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

4 委託業務の内容

本業務委託により、静岡県内において海洋ドローン（ROV、AUV、ASV等）やブルーカーボン、養殖等の研究開発・実証試験を行うことができる実海域・内水面の海洋実証フィールド（以下「実証フィールド」とする。）の候補地を調査・分析する。

付帯して、実証フィールドの取組が進む清水・貝島地区について、海洋産業関連企業の事業活動の可能性を調査する。

（1）実証フィールド候補地の調査・分析

ア 実証フィールド候補地の選定

静岡県内の実海域・内水面から提案を行い、静岡県と協議の上、概ね6～8カ所の実証フィールド候補地を決定すること。

※候補地（例）

海岸、湾内、河口、湖、ダム、漁港、海岸施設、貯木場 等

イ 実証フィールド候補地の現状調査

アで選定した実証フィールド候補地の現状について、静岡県と連携して、以下の項目を調査・分析し、実証フィールドとしての整備を検討するための基礎情報としてとりまとめること。また、調査の結果、特に有力であった候補地3～4カ所程度について、詳細な現地調査・関係者へのヒアリング等を実施すること。

(ア) 基本情報

実証フィールドとして運用可能な想定範囲を明らかにすること。

(調査項目)

- ・所在地
- ・実証フィールドの想定範囲
- ・過去の実証実験事例

(イ) 自然条件

自然条件の性質を調査・分析し、実施可能な研究開発や実証実験等の内容を明らかにすること。

(調査項目)

- ・水深
- ・海底地形
- ・海底地質
- ・潮流、波
- ・水温
- ・透明度、濁度
- ・塩分濃度

(ウ) 海域等の利用状況

海域及びその周辺の利用状況を調査分析し、実証フィールドとしての運用の可否、安全性等を明らかにすること。

(調査項目)

- ・航路
- ・漁業（漁場、漁業権 等）
- ・レジャー
- ・既設構造物（港湾施設、レジャー施設、船舶 等）
- ・その他、関連事項

(エ) 法規制・権利・関係者等

実証フィールドとして整備する場合に、遵守すべき法規制や調整が必要な関係者等、必要な手続き及び調整難易度等を明らかにすること。

(調査項目)

- ・自然環境保全地域
- ・研究開発、実証実験を行う場合に必要な許認可、届出
- ・構造物設置に要する許可
- ・関係者（港湾管理者、漁協、漁業者 等）

(オ) 既存インフラ設備等

候補地周辺を含む既存インフラ設備等を調査・分析し、実証フィールドを整備・運用する場合の利便性や、経費縮減の可能性等を明らかにすること。

(調査項目)

- ・実験機器を投入可能な場所（岸壁、栈橋、スロープ 等）

- ・作業船
- ・ダイバー等による潜水支援
- ・倉庫、整備スペース
- ・電源
- ・給水
- ・通信環境
- ・アクセスの利便性
- ・駐車場
- ・トイレ
- ・拠点、滞在施設
- ・実験設備

(カ) 近隣住民・周辺施設・機関等

実証フィールド候補地周辺の住民、施設、研究機関等を調査分析し、実証フィールドとして整備した場合の影響、配慮すべき事項等を明らかにすること。

(調査項目)

- ・近隣の大学、研究機関等との連携可能性
- ・近隣企業等との連携可能性
- ・近隣市町との連携可能性
- ・住宅等の立地状況

※上記各項目の最終的な内容については、静岡県と協議の上決定すること。

(2) 企業アンケート調査

ア 企業アンケート調査の実施

実証フィールドの利用及び貝島地区での事業活動のニーズ・条件等を明らかにするため、以下の項目について、実証フィールドの利用が想定される企業に対するアンケート調査を実施し、実証フィールド整備等を検討するための基礎情報としてとりまとめること。

なお、アンケート調査は 150 社程度に対して発送すること。また、アンケートの結果を踏まえ、8 社程度の回答企業に対してヒアリング調査を追加で実施すること。

(ア) 共通事項

- ・企業の基本情報（立地（県内外）、産業分野 等）

(イ) 実証フィールド利用

- ・実証フィールドの利用目的（用途）
- ・実証フィールドで使用する機器・ロボット（種類、性能、サイズ 等）
- ・利用予定の頻度、期間
- ・試験に必要な環境条件（面積、水深、流速、透明度・濁度 等）
- ・試験に必要な施設、設備、支援
- ・既存の実験環境、実証フィールドに対する不満点
- ・実証フィールドの整備、運営に期待すること

(ウ) 貝島地区における事業活動【付帯調査】

- ・事業活動に当たり求める条件、環境、設備
- ・事業活動に当たり、必要な支援策
- ・新たに海洋関連事業又は拠点を増設・拡充する計画の有無

※アンケート発送先及び上記各項目の最終的な内容については、静岡県と協議の上決定すること。

(3) 報告書の作成

(1)(2)の結果を集計・分析し、本県における実証フィールド候補地及び実証フィールドとして運営する場合の効果や課題等を提案する報告書を作成すること。

なお、報告では(1)(2)の調査結果に加え、以下の内容を分析・整理すること。

- ・候補地ごとに実施可能な研究開発、実証実験の内容
- ・他の候補地と比較した際の特性や優位性
- ・候補地ごとに追加整備が必要な設備、体制等
- ・貝島地区において企業が事業活動を行うための条件、支援

※分析及び最終的な内容については、静岡県と協議の上決定すること。

5 契約に関わる提出物、成果品等

業務終了後に、以下の成果物（各1部及び電子データ一式）を提出すること。

- ・実績報告書（契約書で指定する様式）
- ・4(3)で作成した報告書（任意様式）

6 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 受託者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、県の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。

ウ 毎月1回、書面にて業務実施状況報告を提出するほか、委託者が随時開催する会議に出席し、事業の進捗状況等を報告すること。また、委託者から要請があった場合には、随時、報告を行うこと。

(2) 秘密保持等

ア 静岡県及び受託者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、静岡県が公表するまで他に漏らしてはならない。

ウ 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

- エ 静岡県は、受託者による本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、損害の発生状況等を勘案し、受託者の名称等の必要な事項を公表することができるものとする。
- オ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) その他

- ア 本業務の実施により得た成果品の著作権は、すべて静岡県に帰属するものとする。
- イ 業務上の権利処理が必要な場合は、手続き等を受託者が行うこと。
- ウ 業務完了後に、当該成果品について仕様に適合しない欠陥等が発見され、静岡県が発見から1年以内に通告した場合には、静岡県の指示に従い、受託者の責任において、必要な修正及び補正を無償で行うこと。
- エ 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、静岡県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
 - 5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
 - 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
 - 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
 - 8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
(取得の制限)
- 第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。
(目的外利用及び提供の禁止)
- 第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
(複写又は複製の禁止)
- 第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。
(個人情報の安全管理)
- 第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。
- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
 - 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
 - 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
 - 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
 - 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
 - 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私

用物等を持ち込んで使用してはならない。

9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化处理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
(事故発生時の対応)

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。